

青森県報

号外第五十一号

令和七年
五月二十六日
(月曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

○西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示……………（事務局）…一

海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第六号

青森県西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和七年五月二十六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 堀 内 精 二

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。ただし、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

1 制限海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線

以西の青森県西部海区管内の海域

2 制限期間

令和七年七月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業の承認

一において、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用してまぐろはえなわ漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに、委員会が別に定める令和七年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領により承認を受けなければならない。

1 承認海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

2 承認期間

令和七年七月一日から同年十二月三十一日まで

3 承認対象者

(一) 令和四年から令和六年までの間において、委員会による西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の承認に基づき操業し、マグロの漁獲実績を有する者

(二) 委員会が特に認めた者

4 承認証の交付

委員会は、承認したときは、まぐろはえなわ漁業操業承認証を交付する。

5 承認の取消

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取り消すことができる。

6 操業者の遵守事項

(一) 承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため、他種漁業を営む者との間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。なお、協定締結当事者は、各漁業を営む者で構成する団体の代表者とする。

(二) 承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要と認めるときには、当該漁業者間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(三) 承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。

(四) 承認を受けた者は、当該漁業を操業しようとするときは、当該船舶に承認証を備え付けておかなければならない。

(五) 承認を受けた者は、当該漁業の操業期間中標識（承認番号を記載したもの）

を当該船舶の船橋楼両側面の見やすい場所に表示しなければならない。

(六) 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、一の制限海域に面する陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(七) 承認を受けた者は、操業終了後三十日以内に、漁獲成績を委員会に報告しなければならない。

(八) 承認を受けた者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘したときは、これに従わなければならない。

三 指示の有効期間

令和七年五月二十六日から令和八年一月三十一日までとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭